

## ○袖ヶ浦市消防団協力事業所表示制度

袖ヶ浦市消防本部では消防団協力事業所表示制度を導入しています。

この制度は、複数の従業員が消防団に入団していることや消防団に資機材及び訓練場所を提供するなど、消防団活動に協力する事業所を公的に認定する制度で、事業所の協力を通じて地域防災体制が一層充実されることを目的としています。

認定された事業所には「消防団協力事業所表示証」が交付され、取得した表示証を掲示できるほか、自社ホームページなどでも広く公表し地域貢献活動をPRでき、事業所の信頼性向上に繋がります。

また、令和3年4月1日から袖ヶ浦市の『ともに歩む社会貢献評価型 制限付き一般競争入札 試行実施基準』の参加要件のひとつとして、「現に袖ヶ浦市消防団協力事業所の認定を受けていること。」が加わりました。

令和5年4月1日時点で市内45事業所を認定しております。

自薦、他薦は問いません。消防本部からお声掛けさせていただくこともございますので、市内各事業所におかれましては、積極的な制度活用のご検討をお願いいたします。



### 【認定基準】

- (1) 複数の従業員が袖ヶ浦市消防団に入団していること。
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮していること。
- (3) 災害時等の資機材等の提供、袖ヶ浦市消防団の訓練場所の提供、袖ヶ浦市消防団の広報など消防団活動に協力していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災力の充実強化に貢献していること。

## 消防団員募集

～大切なものを守るための組織それが消防団です。～

## 消防団は地域を守るヒーロー!!

消防団は、地域に住む方々により組織され、消防団員一人ひとりが仕事を持つ傍ら、「自らの地域は自らが守る」という精神に基づき、地域の安全・安心のために日々活動しています。

消防団は災害対応の他にも、防災拠点である消防団詰所や消防団車両の整備、地区内消防水利点検、防災訓練をはじめとした地元行事のお手伝い等、日頃からさまざまな活動をおこなっています。

いつ来てもおかしくない災害に備え、家族を守る、地域を守る消防団は、今、あなたの力を必要としています。令和5年3月現在の消防団員数は364名(うち女性消防団員11名、機能別消防団員49名)が在籍しています。入団を希望される方や興味を持たれている方の入団を心よりお待ちしております。



地区行事にて、子どもたちに消火器の使い方をレクチャー



地元消防団により、高齢者宅に住宅用火災警報器を設置



火災発生時に使用する水利(消火栓)の点検

**【入団資格】** 特別な資格はいりません!!  
◎以下のどれかに該当する18歳以上の男女  
・袖ヶ浦市に居住、または勤務している方  
・袖ヶ浦市の近隣に居住し、消防団活動を行える方

**【お問い合わせ先】**  
袖ヶ浦市消防本部 総務課 ☎62-0119



# 袖ヶ浦市消防団広報

Sodegaura City Volunteer Public Information

袖ヶ浦市消防団

TEL 0438-64-0119 袖ヶ浦市消防本部総務課

NO.17  
令和5年  
4月1日



震災対応訓練 狭所救出訓練の様子

## 《令和5年度消防団本役員紹介》



団長(再)

景山 幸雄

### 《方面隊管轄地区》

- 第1方面隊…昭和地区
- 第2方面隊…長浦地区
- 第3方面隊…根形地区
- 第4方面隊…平岡地区
- 第5方面隊…中川・富岡地区



副団長(再)

阿津 好幸



本部長(再)

伊豆 啓介



第1方面隊長(再)

鈴木 芳昭



第2方面隊長(新)

古泉 俊一



第3方面隊長(再)

佐久間 誠



第4方面隊長(再)

有原 努



第5方面隊長(再)

川名 信行



袖ヶ浦市消防団長 景山 幸雄

消防団広報紙の発行にあたり一言ご挨拶させていただきます。

初めに、地域の皆様には日頃から消防団活動に対し多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、消防団活動を支えてくださるご家族に対し感謝申し上げます。

さて、近年の風水害の頻発・激甚化、社会経済情勢の変化、新型コロナウイルス感染症など、消防を取り巻く環境が大きく変化する中、地域防災の中核を担う消防団に対する期待はますます高まっており、自主防災組織や住民と連携した活動も求められるなど、平時・有事を問わずその役割はより一層重要となっているところです。

このような状況のなか、全国的に消防団員数が減少しており、本市におきましても消防団員の確保に向けた取組みに注力しているところです。今年度は消防団員の処遇改善の観点から、出動報酬額の引き上げにより、消防団員の活動しやすい環境づくりをしていただきました。

本広報紙に記載のとおり、消防団の活動は多岐に渡り、地域住民の皆様のご助力が必要不可欠です。地域住民の皆様方には、消防団のことをもっと知っていただけるよう、より一層精進してまいります。

今後とも、「災害に強いまちづくり」の推進に向けてご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

4月

● 辞令交付式

団長から新分団幹部へ辞令が交付されました。

● 規律訓練及び新入団員講習

- ・消防団員特別教育について
- ・令和4年度消防団活動について

● 第1回団本部・分団長会議

災害現場では危険が多いため、統率の取れた行動と指揮命令を確立するため、新入団員に対し、団幹部から消防団員に必要な心構え等を指導しました。



5月

● 消防操法統一指導

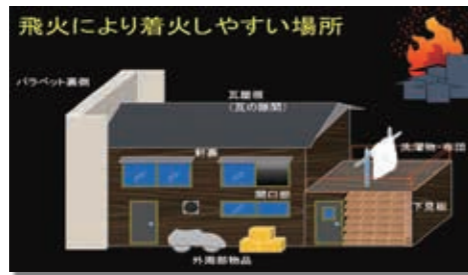
令和4年度全国消防操法大会から、「操法実技の一部見直し」が通知され、より実践的な動作内容に変更されました。令和4年度袖ヶ浦市消防操法大会は新型コロナウイルス感染症により中止が決定しておりましたが、動作の変更により、消防操法担当の消防職員より指導を受けました。



7月

● 火災基礎及び震災対応研修会

消防団員の火災に対する基礎知識及び技術の向上、震災対応能力の向上を目的として、研修会を実施しました。袖ヶ浦市消防本部から職員(救助隊員)を講師に招き、火災防ぎや戦術や現場での安全管理を中心に教養を深めました。



9月

● 震災対応訓練

大地震を想定した、消防団員の機械器具取扱、救出訓練、応急手当及び搬送法について実践的な訓練を実施しました。

● 第2回団本部・分団長会議

- ・消防団員の処遇改善について他



11月

● 消防団早出し競技会

初期消火の重要性を考慮し、「実践的に水を出す」ことを主眼とし、実際に揚水から放水まで安全・迅速・的確を重点として競い、機関運用及び放水技術の向上を目的として開催しました。

◎ 競技会の結果

- 優勝 第2分団
- 準優勝 第12分団
- 3位 第1分団



12月

● 第3回団本部・分団長会議

消防団事業、歳末特別警戒等について

● 歳末特別警戒

12/26～12/31までの間、各地区を管轄する分団が住民の安全を願い「火の用心」の鐘を鳴らしながら巡回しました。



1月

● 各種消防団員研修

- ・消防団幹部教育課程
- ・チェンソー特別教育
- ・女性消防団活性化シンポジウム
- ・オフロードバイク研修
- ・ドローン研修



3月

● 令和4年度定例表彰伝達式

令和5年袖ヶ浦市消防出初式の中止に伴い、市長及び消防団長から受章者に対して伝達を行いました。

● 第4回団本部・分団長会議

令和5年度袖ヶ浦市消防団事業計画(案)等について

袖ヶ浦市女性消防団は今日も元気に活動中!!

袖ヶ浦市女性消防団は学生から主婦まで幅広く在籍し、現在11名で活動しています。消防活動が多様化している中で、女性の持つソフトな面を活かして、一人暮らし高齢者宅訪問、子供たちを含む地域住民への防災教育や応急手当の普及指導などを行っています。近年では、大規模災害時の避難所運営のため、HUG訓練(避難所運営訓練)も取入れ、また、災害対策コーディネーターの資格取得など、災害対応面での活動にも力を入れています。

//// 令和4年度の活動 ////

- ・規律訓練
- ・女性消防団会議(2回)
- ・応急救護訓練
- ・防災紙芝居 (昭和保育園、大空保育園、高齢者サロン)
- ・親子の消防体験学習
- ・歳末特別警戒出動
- ・女性消防団活性化シンポジウム参加
- ・一人暮らし高齢者宅防火診断



消防団員指導員研修を修了して



第17分団 井内 岳浩

令和4年11月、千葉県消防学校にて消防団員指導員研修を受講しました。県内様々な所から集まった団員の方々と、二日間に渡り訓練を実施しました。災害時に使用する資機材の取扱い方法や、建物火災を想定した訓練は実際に行うと気づく面が多く、いい経験となりました。また、新たな試みとして多重火災発生における指令室の模擬演習があり、冷静な判断と状況把握の重要性を体感しました。消防学校での貴重な二日間の経験を、地域防災のために活かすとともに、在団員に周知・教育し、今後も消防団活動に従事していきたいと思っております。

指揮幹部科【現場指揮課程・分団指揮課程】を修了して



第2方面隊長 古泉 俊一

令和5年2月に現場指揮課程、3月に分団指揮課程と、2回の入校で、消防団指揮幹部課程を修了しました。両課程では、消防団幹部としての職責や心構えをはじめ、現場を監督する上での指揮要領、団員の安全管理などを重点的に学びました。また、近年頻発している大規模災害時での指揮隊長としての役割などを学び、隊長としての重責を再認識しました。令和5年度からは、第2方面隊長として5つの分団を指揮統括することとなりますが、学校で学んだことを念頭に活動したいと思っております。

救助資機材積載型車両の配備(第13・18分団)

近年、地震、台風、豪雨などによる災害が発生しているなか、国から平成25年に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、より実践的な災害対応をするべく、救助活動用資機材等の装備を充実するよう、「消防団の装備の基準」が改正されました。袖ヶ浦市の消防団活動においても、消火活動はもちろんのこと、自然災害における救助活動の要請が増加していることから、火災以外の災害にも対応することができる車両の導入について、消防団充実強化検討委員会等で検討を重ねた結果、車両更新に合わせ、小型動力ポンプをはじめ多種多様な資機材が積載可能な救助資機材積載型消防車の配備を進めることとし、令和4年度新たに第13・18分団車両を更新しました。

